

現 行	改定素案
<p><b>第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方</b></p> <p><b>1 いじめの定義</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。</p> </div> <p>「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。</p> <p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。</p> <p>法は、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。</p> <p>個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。</p> <p>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。</p> <p>なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。</p>	<p><b>第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方</b></p> <p><b>1 いじめの定義</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係※1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう(法第2条)。</p> </div> <p>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）は、行為の対象となった児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。</p> <p>個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を丁寧に把握し、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断を行う。いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。</p> <p>なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、児童生徒本人がそのことを知らない場合など、その児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、関係した児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要となる。</p> <p>加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、関係した児童生徒に対しては「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。</p> <hr/> <p>※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。</p>

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

## 3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市いじめ防止基本方針は、上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、横浜市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

また、2025（令和7）年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」は、こども・子育てについての基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっている。

「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に社会全体で取り組んでいく必要がある。

そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

## 3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、上記の基本理念の下、いじめの防止等のための対策において、市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等が果たすべき役割その他のいじめの防止等のための対策の基本的な事項を定めること等により、横浜市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくることを目的とする。

#### 4 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、横浜市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

##### 市として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

#### 4 いじめの防止等に向けた方針と役割

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きにくい風土づくりに努めることが重要である。

また、いじめを早期に察知できるよう、社会全体で児童生徒を見守るとともに、いじめを察知した場合は、つらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止めて支援するとともに、いじめが起きた要因や背景をともに考え、問題の解決に向けてともに行動することが重要である。

そのために、児童生徒が自らいじめの防止等に取り組むとともに、横浜市全体で、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等が当事者であることを意識し、児童生徒の健やかな成長を支える役割を果たす必要がある。

##### 市として

- (1) いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見や、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒等に対する適切な指導及び支援を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめに対処するための必要な措置を講じる。
- (4) いじめの防止等のための必要な施策の策定、実施に当たっては、当事者である児童生徒自身の意見を尊重しながら、児童生徒が安心して豊かに生活できるよう取り組む。
- (5) 児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、自殺企図・希死念慮、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出することを認識し、複合的な課題に対して多面的な視点から支援を講じる。

##### 児童生徒として

- (1) 一人ひとりが自分のよさや可能性を見つめ、自分がかげがえのない存在であることを自覚し、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮していくとともに、他者との違いを認め、互いを理解するよう努める。
- (2) 誰しもうがいじめをする側にも、される側にもなる可能性があることを理解し、自らが主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努める。
- (3) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談したりする。

#### 学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

#### 保護者として

- (1) どの子どもも、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

#### 学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進める。
- (2) 「いじめは最も身近な人権侵害行為」という認識に立ち、教職員一人ひとりが、日頃から自らの人権意識の向上に努める。
- (3) 児童生徒が主体となっていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくるという意識を育み、その発達の段階に応じて、自ら解決に向けて行動できるよう支援する。
- (4) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、関係機関等と連携し情報を共有しながら指導及び支援に当たる。
- (5) いじめは絶対に許されないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりのSOSのキャッチに取り組む。
- (6) いじめが発生した場合には、つらい思いをしている児童生徒自身の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげられるよう、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの防止等のための取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

#### 保護者として

- (1) どの児童生徒も、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめを「しない」、「させない」よう指導に努め、また、日頃から、児童生徒の意見や思いに耳を傾け、いじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 学校や地域の人々など、児童生徒を見守っている関係者との情報交換に努めるとともに、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくり、互いに連携しながら協働して取り組む。
- (3) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見したとき又はその疑いがあると思われるときは、児童生徒自身の意思を尊重しながら、学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡するとともに、連携して対処する。
- (4) 学校や関係機関と連携し、日頃から児童生徒に対し、SNSの使い方について教えるなど、インターネット上のいじめの防止や効果的な対処に主体的に取り組む。

### 子どもとして

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談することなどに努める。

### 市民、事業者、関係機関

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、横浜市の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 市民等は、地域行事等で子どもが主体性を持って参加できるよう配慮する。
- (4) 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携して、いじめのない社会を目指す。

## 第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

市は、横浜市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

- 児童生徒の健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- 区役所や警察、児童相談所、療育センター等、関係機関と連携し、それぞれの権限や制度等を活用した解決や対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士など、専門家の積極的な活用を進め、各機関の専門職とチームアプローチを実施
- 教職員の資質の向上
- 保護者等を対象とした啓発活動
- インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに児童生徒等への啓発
- いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動

### 市民、事業者、関係機関等として

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、児童生徒の意見を聴きながら、児童生徒が主体的に考え、行動し、安心して過ごすことができる環境づくりに努める。特に、それぞれの活動に関連して発生したいじめについては、当事者として問題に向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する。
- (2) 市民等は、児童生徒に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- (3) 児童生徒の健全育成に関わる関係機関や地域は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを目指し、相互に連携して、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくる。

## 第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

市は、本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

○ 学校と家庭、地域が連携・協働して、いじめに対応する体制の構築

○ 就学前のガイダンスや幼保小連携事業等の活用

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

### 1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例により、横浜市立学校、教育委員会事務局、横浜市が設置する児童相談所、横浜地方法務局、神奈川県警察、その他の関係者により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

### 2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置

横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、「横浜市いじめ問題専門委員会を設置する。

当該委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

### 3 教育委員会の取組

#### (1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止する

### 1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の取組

市は、法第14条第1項に基づき、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号。以下「条例」という。）により、横浜市立学校、教育委員会事務局、市が設置する児童相談所、横浜地方法務局、神奈川県警察、その他の関係者により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

連絡協議会では、いじめの防止等に関する機関・団体の連携協力の推進や、いじめ問題に関する情報共有及び意見交換、広報・啓発活動の推進を図る。

### 2 横浜市いじめ問題専門委員会の取組

横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、連絡協議会との円滑な連携の下、法第14条第3項に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

専門委員会では、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議等を行う。

専門委員会が担ういじめ重大事態に係る調査は、その公平性・中立性を確保する必要性が特に高いことから、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で専門委員会を構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）が調査に当たることを徹底する。

### 3 教育委員会の取組

#### (1) いじめの未然防止

ア 児童生徒の豊かな心を培い、心の通う人間関係を構築することが、いじめの防止等に資することを踏まえ、道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図る。また、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくり、受容的な学級づくりへ向け、学校を支援する。

イ 「横浜子ども会議」をはじめとして、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論

ことの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を進める。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制を整備し、利用を促す。また、スクールソーシャルワーカーが対応するいじめの申立窓口（「学校生活あんしんダイヤル」）を設置し、いじめ110番の電話相談等との連携を強化する。

申立窓口において、児童生徒や保護者からいじめに関する情報を聴取した際には、その情報を学校と共有していじめに対処できるよう、児童生徒・保護者の同意を得るよう努める。

なお、生命に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに学校と情報を共有して対処する。

カ 区役所の「子ども・家庭支援相談」等、学校外の相談窓口を効果的に活用するとともに、保護者に対し、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介する。

キ 児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。

ク 校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。

ケ インターネット上のいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者がインターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

## (2) いじめの対応に関すること

### ア いじめに対する措置

(ア) 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(イ) いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、専門スタッフの配置など、チームで対応できる体制を整備し、仕組みを構築する。

(ウ) 組織的な判断・対応を確実にできるよう、緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスで対応方針を決定するなどのルールを明確にする。また、実践を通じた人材育成に取り組む。

すること等のいじめの防止等に資する活動に対する支援や、児童生徒及びその保護者に対する啓発を推進する。

併せて、議論等を通じて表明されたいじめに関する児童生徒からの意見について、施策に反映させるよう努める。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止等に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とし、「いじめ防止市民フォーラム」を通じた啓発等に取り組む。

エ 教職員が、児童生徒の心理や、行為・行動の背景をとらえる能力を高められるよう、実践的な研修を実施するとともに、「子どもの社会的スキル横浜プログラム(※)」など、教職員の指導ツールを提供し、活用を促す。

※ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」・・・暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」で構成されている。

オ 校長・副校長等の管理職、児童支援専任・生徒指導専任教諭等を中心として、組織的にいじめの防止等の取組が推進されるよう、全教職員に対して、研修等で法令等の確実な理解を徹底する。

カ どの児童生徒もいじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることや、児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、様々な形態で表出することを全教職員が認識し、特に配慮が必要な児童生徒を中心として個に応じた組織的な支援や、各学校が関係機関等と連携等を実践しやすい仕組みづくりを推進する。

キ 保護者がインターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関等と連携して資料等を配布するなど、必要な措置を講ずる。

## (2) いじめの早期発見

ア いじめを早期に発見できるよう、SOSの出し方に関する教育など、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくりを進めるとともに、校内ハートフルをはじめとする児童生徒が安心できる居場所づくりなどの環境面での取組を推進する。

イ デジタル技術を活用し児童生徒の心の変化を察知するとともに、企業や大学等との連携により、教育ビッグデータを活用した取組を推進する。その際の児童生徒の個人情報の利用に関しては適正に行う。

ウ 児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の配置等の体制を整備し、利用を促す。また、学校内外の相談窓口（SSWが対応する「学校生活あん

- (エ) 学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底する。
- (オ) 緊急対応チームを配置し、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。
- (カ) 学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整える。また、事案の内容によって、医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する。
- (キ) 区役所や児童相談所、療育センターなど関係機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。

**イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応**

- (ア) いじめが起きた場合には、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて、発達の段階に応じた適切な児童生徒指導を徹底し、継続的に指導及び支援する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- (イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察への通報が必要なものもある。これらについては、学校での適切な指導・支援やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の下、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

しんダイヤル」等)を設け、その周知を図る。相談窓口において、児童生徒や保護者からいじめに関する情報を聴取した際には、その情報を学校と共有していじめに対処できるよう、児童生徒・保護者の同意を得るよう努める。ただし、生命に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに学校や関係機関等と情報を共有して対処する。

- エ 区役所の「こども家庭相談」やよこはま子ども・若者相談室(LINE相談)等、教育委員会外の相談窓口や制度についても、児童生徒や保護者に対して周知し、いじめに関する相談において、児童生徒や保護者の同意が得られた場合には、学校と共有、連携して速やかに対処する。
- オ 児童生徒が発したSOSや保護者からの相談について、個々の教職員任せにせず、SC、SSW等の専門職と連携しながら組織で的確に対応することの重要性を全教職員が認識し、行動するための取組を徹底するとともに、学校いじめ防止対策委員会の運用について指導・助言を行う。

**(3) いじめ事案に対する対処**

**ア 早期対応**

- (ア) 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- (イ) 各学校において、いじめを見逃すことなく、SC、SSW等の専門職と連携しながら組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、チーム学校で対応できる体制を整備し、支援する。
- (ウ) 各学校が組織的な判断・対応を確実にを行うために、いじめ事案の情報を一元的に管理するシステム等を整備、運用するとともに、学校がいじめを受けた児童生徒の欠席日数等を正確に把握し、迅速に支援に取り組むことができるよう、学校いじめ防止対策委員会等に対して指導・助言する。
- (エ) 保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、積極的に保護者や学校を支援するという役割を徹底する。  
  - 具体的には、教育委員会事務局にいじめ事案への早期対応のための専門チームを配置し、学校だけでは解決が困難な事案を見極め、早い段階で弁護士のアドバイスを受けられる体制を整えるとともに、事案の内容によって、心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する。
  - 更に、法令に基づき、必要な場合には相談者の同意を得ながら、区役所や警察、児童相談所、医療機関など関係機関との連携を積極的に行う。
- (オ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察への通報が必要なものもある。これらについては、学校での適切な指導・支援とともに、警察と連携した対応を取る

<p>(3) 学校評価、学校運営改善の実施</p> <p>ア 学校評価、教員評価の留意点</p> <p>(ア) 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、組織的な取組ができているかという視点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価するよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</p> <p>(イ) 教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組に努めているかという視点で行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、教員の萎縮につながらないよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</p> <p>イ 学校運営改善の支援</p> <p>(ア) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化等、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。</p> <p>(イ) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会や学校と地域との懇談会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。</p>	<p>ことが必要であることを学校に指導・助言する。</p> <p>イ 重大事態等への対応</p> <p>重大事態の申立てがあった場合や、児童生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合などに、学校が法に沿って速やかに対応できるよう、情報共有の仕組みや対応の手順をあらかじめ定める。</p> <p>さらに、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う（詳細は第4章参照）。</p> <p>(4) 学校評価、学校運営改善の実施</p> <p>ア 学校評価、教員評価の留意点</p> <p>(ア) 学校評価におけるいじめの問題の取扱いについては、法に基づくいじめの定義理解を進めるとともに、積極的にいじめを認知し、問題を隠さず、組織的な取組ができているかという視点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を振り返り、今後の対策に生かすよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</p> <p>また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</p> <p>(イ) 教員評価におけるいじめの問題の取扱いについては、日常の児童生徒理解や、いじめの問題について速やかに情報共有を図り、組織的な取組を行っているかなどのいじめに対する対応力を向上するという視点で、教員との共通理解を図りながら行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</p> <p>イ 学校運営改善の支援</p> <p>(ア) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域、関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、指導体制の充実を図るとともに、システムの導入等を通じて教職員の業務負担の軽減を図るなど、学校運営の改善を支援する。</p> <p>具体的には、チーム学年経営やチーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で、安心して学べる環境づくりを推進するとともに、業務のアウトソース化などによる働き方改革を進め、教職員が児童生徒に向き合う時間を創出するための施策などを具体的に検討し、取り組む。</p> <p>(イ) 保護者や地域が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題などの課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。</p> <p>(ウ) 各学校が定める「学校いじめ防止基本方針」が、本方針の趣旨・内容や、いじめ重大事態の再発防止のために今後取り組むべき対応策を踏まえた実効的なものとなるよう、「学</p>
--	--

#### 4 市長部局の取組

市長部局は、教育委員会と連携して、横浜市人権施策基本指針及び横浜市いじめ防止基本方針等に基づき、いじめの防止、解決及び啓発に取り組む。

- (1) 区役所や児童相談所は、教育委員会との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。
- (2) 区役所の「子ども・家庭支援相談」等の子育てや教育に関する相談窓口が複数あることなど、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介する。
- (3) 区役所は、地域が行う地区懇談会等の場で、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを教育委員会と連携して推進する。
- (4) 子どもの人格と人権を尊重する社会意識の醸成を図るため、いじめに関する啓発を推進する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員を中心に構成される、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

校いじめ防止基本方針」に盛り込むべき内容を取りまとめ、学校に通知するとともに、必要に応じて、指導・助言を行う。

#### 4 市長部局の取組

市長部局は、横浜市人権施策基本指針、本方針及び「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」等に基づき、教育委員会と連携して、いじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめ事案の対処に資する各種施策に取り組む。

- (1) 児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っていることを踏まえ、区役所や児童相談所等が要保護児童対策地域協議会の枠組みを通じて家庭環境の改善を支援するなど、区役所や児童相談所等は、教育委員会や学校との組織同士、担当者同士での連携を進め、法令に基づき、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図り、連携して対応する。
- (2) 区役所の「こども家庭相談」等の身近な場所で開催している児童生徒や家庭に対する相談窓口の積極的な活用を促すとともに、多様な居場所づくりなどの児童生徒の目線に立った支援に取り組むことなどにより、児童生徒を守り育てていく体制づくりを、教育委員会と連携して推進する。
- (3) 区役所は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりの一環として、いじめの問題など、児童生徒が抱える様々な課題を地域と共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを教育委員会と連携して推進する。
- (4) 市長部局は児童生徒の人格と人権を尊重する社会意識の醸成を図るため、教育委員会事務局と連携して、いじめに関する啓発を推進する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

教育委員会は、いじめの防止等のための対策について、外部有識者等の助言を受けながら、随時見直し、より効果的なものとなるよう改善を図るとともに、毎年、点検及び評価を行い、その結果を取組に反映するものとする（PDCAサイクル）。

この場合において、必要がある場合は、本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のための対策を実効的・組織的に行うため、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、当該学校の複数の教職員を中心に構成される「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、全教職員による児童生徒指導体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、必要な対策を主体的に推進する。

## 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針、横浜市いじめ防止基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

### (1) 策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。

ウ いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

### (2) 内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

ア いじめ防止等に向けての基本理念（いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを含む。）

イ 学校いじめ防止対策委員会の組織と運営、活動内容

ウ 年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画の策定

エ 学校・地域の実情を踏まえた具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）の策定

オ 早期発見・事案対処を実施するためのマニュアル（アンケート調査、個人面談・保護者面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法など）

カ 校内研修計画

キ 学校いじめ防止基本方針のチェック（PDCAサイクル）

### (3) その他

ア 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域住民、関係機関等の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。

イ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。

## 1 学校いじめ防止基本方針（法第13条）

各学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針、本方針を参考に、自校におけるいじめの防止等の対策について、基本的な方向性、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

### (1) 策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、個々の教職員任せにせず、組織として一貫した対応となる。

イ 学校いじめ防止基本方針において、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことと、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの防止等につなげる。

ウ いじめを受けている児童生徒を守り通すとともに、児童生徒の成長を支援する観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への適切な指導や支援につなげる。

### (2) 内容

学校いじめ防止基本方針は、教育委員会からの通知に基づき、次の各項目について定める。

ア いじめの防止等に向けての基本理念（いじめの定義、いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを含む。）

イ 学校いじめ防止対策委員会の構成員、運営及び活動内容

ウ 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画（アンケートや面談等の取組、校内研修、教育相談に関する事等を含む。）

エ いじめの未然防止、早期発見、事案の対処（早期対応及び重大事態が発生した場合の対応を含む。）の各段階における基本的な対応方針

オ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しの手順等

カ その他必要な事項

### (3) 公表・周知

各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針について、必ず学校のホームページで公表する。

併せて、入学時・各年度のはじめには、児童生徒、保護者、地域、関係機関に学校いじめ防止基本方針の内容を説明すること等により、周知を行う。

### (4) PDCAサイクルの確立

ア 各学校は、PDCAサイクルに基づき、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているかについて、年1回以上点検し、必要に応じて改定等を行う。

イ 改定等に際しては、児童生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等に関し、児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるよう留意する。同時に、策定後の学校の取組を円滑に進めていけ

ウ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公表し、入学時・各年度のはじめには、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 学校の組織づくり

学校は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭に加え、学級担任や教科担任等の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。「学校いじめ防止対策委員会」は、「企画会議」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織とは兼ねず、別に置く。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の参加を求めることもできる。

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。具体的には、次に挙げる役割が想定される。

### (1) 未然防止

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割

### (2) 早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報の窓口としての役割

イ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### (3) 取組の検証

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

るよう、改定等の段階においても保護者や地域、関係機関の参画に努める。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組に関する項目を必ず位置付ける。

## 2 学校いじめ防止対策委員会（法第22条）

### (1) 構成と運営の考え方

学校いじめ防止対策委員会の責任者は校長とし、構成員は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等を基本に、各学校の実情に応じて最も実効的な体制となるよう選定するものとし、SC、SSW等の専門職を加える。

SC、SSW等が学校いじめ防止対策委員会の会議に参加できるよう工夫して運営するとともに、参加できない場合においても、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援についての助言を求める。また、個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。

また、いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して、調査に当たるものとする。

### (2) 会議の開催

学校いじめ防止対策委員会は、いじめの防止等について実効的な議論が行えるよう、既存の組織とは兼ねず、別に設置し、運営する。

会議は、月1回以上、定期的に開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催し、適切に対応する。

学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。

また、校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

### (3) 主な役割

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。

また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

#### (1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、学校は、いじめの未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば、人権教育や道徳教育の年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組や子どもへの指導の計画等を具体的に盛り込む。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム（※）」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」…暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。

#### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的に取り組む。

また、学校は、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要

するものであることを理解する。児童生徒がいじめを受けていても、アンケートで「いじめられている」旨の回答をしない場合があることに留意する。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

### (3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童生徒の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

### (4) いじめの解消

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点からいじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満た

されている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

**(5) 特に配慮が必要な児童生徒**

いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性があり、下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

エ 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

※いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

(1) 重大事態の意味

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

- ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき（法第28条第1項附帯決議）。

「いじめにより」とは、法第28条第1項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イの「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校・教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

(1) 重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態に当たる。

- ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、疑いを抱いた段階から対応を開始するものとする。

【重大事態に当たるとされた事例】

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 心身に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

なお、イの「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、日数だけでなく、個々の児童生徒の状況等を十分把握して判断する。

そのため、学校は、欠席が30日に到達する前から、個別の教育支援計画の作成等を通じて児童生徒や保護者（以下「児童生徒等」という。）と共通理解を図るとともに、事実関係の確認（法第23条第2項に基づく学校いじめ防止対策委員会を中心とする聴き取りやアンケート調査など）を行い、教育委員会事務局への報告・相談を通じて、対応を協議するものとする。

徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (2) 重大事態の判断

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければならない。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

## (2) 児童生徒等から申立てを受けた場合の対応

児童生徒等から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（他の児童生徒からの行為が原因で一定期間欠席となっていること等を訴えるものを言い、「いじめ」又は「重大な被害」という言葉を使わない場合や、書面によらない場合を含む。）は、その時点で学校や教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童生徒等からの申立ては、学校や教育委員会事務局が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意しなければならない。

児童生徒等から申立てがあった場合、学校や教育委員会事務局は、児童生徒等と適切に情報共有を図り、状況の把握に役立てられるよう、書面又は聴き取りによる確認を主体的に行い、迅速な対応につなげる。

### 【申立てがあった際に確認する事項】

- ・いじめの概要（発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等）
- ・いじめにより生じた疑いのある被害の概要（診断書の内容や、金品等の被害の内容等）
- ・調査内容に関する希望（聴き取りをしてほしい児童生徒等や、協力の可否等）

なお、児童生徒等は、学校のみならず、教育委員会事務局や関係機関を通じた申立てを行うことができるものとする。

## (3) 重大事態の判断

重大事態に該当するかどうかの判断は、学校・教育委員会事務局がそれぞれの責任において行う。

### ア 学校が判断する場合

- ・法第23条第2項に基づく調査や不登校児童生徒に係る個別の教育支援計画の作成などを通じて、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認識した場合

- ・児童生徒等から学校に申立てがあった場合

上記の場合において、学校は、学校いじめ防止対策委員会において組織としていじめ重大事態を判断するものとする。

### イ 教育委員会事務局が判断する場合

- ・児童生徒等から教育委員会事務局又は関係機関を通じて申立てがあった場合
- ・その他教育委員会事務局において「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認識した場合（アの場合を除く。）

学校又は教育委員会事務局のいずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに

### (3) 重大事態の報告

上記(2)により重大事態(「疑い」を含む。)に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

### (4) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定し得る。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る(例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。)

### (5) 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、原則として学校いじめ防止対策委員会に弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

教育委員会が調査主体となる場合は、「横浜市いじめ問題専門委員会」を開催し、これが調査に当たる。

なお、「横浜市いじめ問題専門委員会」の委員選定にあたっては、各専門家団体に推薦を求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

対処方針を共有し、対応を協議するものとする。

児童生徒等からの申立て及びそれに基づく重大事態の判断の状況については、専門家の確認・助言を受ける仕組みを構築し、法に則った対応を徹底する。

### (4) 重大事態の発生報告

上記(3)により重大事態に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

### (5) 調査の目的

法第28条の調査は、いじめを受けた児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処(いじめを受けた児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援等)及び同種の事態の再発防止策(学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策)を講ずることを目的に行うものである。

また、法第28条第1項第2号の不登校に係る重大事態が発生し、現在もいじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的に含まれる。

学校及び教育委員会事務局は、事実をしっかり向き合い、調査の終了を待たずに、いじめを受けた児童生徒の心のケアや学びの継続に向けた支援、同種の事態の再発防止に主体的に取り組むものとする。

なお、この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及や、その他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務に影響を与えるものではない。

以上のことについて、学校関係者、教育委員会事務局の関係者、調査に携わる専門家・第三者、関係する児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組めるよう、調査開始前からこれらの調査に関わる者の理解を得る取組を行うものとする。

### (6) 調査主体及びその構成等

調査主体については、学校主体、教育委員会主体のいずれかとし、教育委員会において判断するものとする。

なお、上記の通り、法第28条第1項第2号の不登校に係る重大事態が発生し、現在もいじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合は、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的としていることから、原則として、学校主体で調査を行うこととする。

また、専門委員会は、自殺事案や学校主体調査による調査結果を踏まえた追加調査を担当するものとする。

また、それぞれの調査主体における構成等については、以下の通りとする。

**(6) 事実関係を明確にするための調査の実施**

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

**(7) その他留意事項**

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会・学校は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

**(8) 調査結果の提供及び報告**

**ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供**

**ア 学校主体**

各学校のいじめ防止対策委員会の職員(SC、SSW等の専門職を含む。)に、弁護士などの第三者が関与した調査組織とする。

**イ 教育委員会主体**

教育委員会は、重大事態に至る経緯や事案の特性等を踏まえ、学校主体での調査が困難な事案について、教育委員会事務局の弁護士、指導主事等の職員のほか、第三者が関与した調査の体制づくりを行い、実施するものとする。

専門委員会が調査に当たる場合、各調査に当たっては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)が調査に当たることを徹底する。なお、専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で構成し、委員の選定に当たっては、各専門家団体に推薦を求める等、当該調査の公平性・中立性を図る。

**(7) 調査の進め方**

**ア 学校主体**

重大事態発生後、速やかに調査を開始し、概ね3か月以内に終わることを目指すものとする。ただし、当該事案固有の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえた相当の期間内に終わるものとする。

この調査では、児童生徒及びその保護者並びに学校関係者への聴き取りや、学校及び教育委員会事務局で保有している記録書類の確認のうち、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を踏まえ、その時点で実施可能な範囲の調査を行うことを基本とするが、具体的な調査内容については、当該事案固有の事情を踏まえ、決定する。

調査が終了した場合には、速やかにいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し調査結果を提示するものとし、いじめを受けた児童生徒及びその保護者が更に詳細な調査を希望する場合は、調査に関与した第三者の確認の下、追加調査を検討する。

**イ 教育委員会主体**

当該事案の内容に応じて、調査組織ごとに判断する。

なお、調査の期間は、概ね1年程度で終わることを目指すものとする。ただし、当該事案固有の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえた相当の期間内に終わるものとする。

**ウ 自殺又は自殺の疑いのある死亡事案の場合の留意事項**

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)に基づき実施する。基本調査の結果に基づき専門委員会に意見を求め、いじめが背景に疑われることが確認された事案については、速やかに重大事態として調査を行う。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。また、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。

#### イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明

学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明し、個別に指導する。

説明に際しては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

#### ウ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

## 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (8) 調査結果の提供及び報告

#### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会事務局は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会事務局は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

#### イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明

学校又は教育委員会事務局は、いじめ重大事態調査の対象となり、当該調査の結果、いじめを行ったと認定された児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明する。

説明に際しては、学校又は教育委員会事務局は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

#### ウ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

#### エ 調査結果の公表

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。また、「いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン」に基づき、調査に関わった第三者の意見を踏まえ、当該事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して公表の方法等を判断するものとする。

なお、個別に公表を行わない事案についても、毎年、個別事案が特定できない形で集約し、報告書として取りまとめた上で可能な範囲で公表を行うことで、社会全体でいじめ問題に取り組むための資料とする。

### (9) 調査結果を踏まえた対応

教育委員会は、学校及び教育委員会事務局における当該事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、故意又は重大な過失が指摘される場合や、いじめへの加担等が疑われる場合には、改めて教育委員会事務局として教職員等への聴き取りを行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば懲戒処分等を行うものとする。

いじめを行った児童生徒については、その保護者に協力を依頼し、その行為に至った背景等も十分に加味しながら、個別に指導や支援を行うものとする。この場合において、積極的に心理、福祉等の専門家の助言を受けるとともに、事案に応じて、区役所や児童相談所等、関係機関と連携して対応を行う。事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童生徒にいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等の安心

<p><b>(1) 再調査</b></p> <p>上記(8)ウの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。</p> <p><b>(2) 再調査を行う機関の設置</b></p> <p>再調査を実施する機関については、条例により横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門家団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。</p> <p><b>(3) 再調査の結果を踏まえた措置等</b></p> <p>教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。</p> <p>また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。</p>	<p>を最優先に必要な措置を検討する。</p> <p><b>2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置</b></p> <p><b>(1) 再調査</b></p> <p>上記(8)ウの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。</p> <p><b>(2) 再調査を行う機関の設置</b></p> <p>再調査を実施する機関については、条例により横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門家団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。</p> <p><b>(3) 再調査の結果を踏まえた措置等</b></p> <p>教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、学校及び児童生徒に対し、必要な支援を行う。</p> <p>また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。</p>
---	--